

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		特定非営利活動法人犬山市体育協会補助金		市の担当部課	教育部文化スポーツ課		
				問い合わせ先	0568-44-0352		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		特定非営利活動法人犬山市体育協会		代表者名	会長 竹内正信		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	特定非営利活動法人犬山市体育協会補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和36年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		補助対象は、市内の各種競技団体が主となって実施する事業であり、そうした競技団体のほぼ全てが本協会の会員であり、最も効果的かつ効率的に事業が実施できる組織であるため					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		日頃から継続して活動を行い事業企画力、実施力、組織力さらには専門種目に対する指導力も有する体育協会加盟の各種競技団体の活動を盛んにし、本市のスポーツ振興を図り、より多くの市民がスポーツを感じることができる環境を整える。そうした活動を通じて、スポーツ人口の増加、競技スポーツ選手（アスリート）の育成、指導者の育成を図っていく。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		15,317,000 円	14,155,000 円	14,320,000 円	14,685,000 円		
		(15,317,000 円)	(14,155,000 円)	(14,320,000 円)	(14,685,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業開催（会長杯、市民ハイキング、一流アスリートによる指導者・アスリート育成など）</li> <li>・各種大会への選手と役員の派遣</li> <li>・全競技団体（21団体）への活動助成</li> <li>・市スポーツ少年団運営</li> <li>・活動の周知PR（広報紙面作成（年11回）） など</li> </ul>					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		62,131,513 円			
		うち補助事業全体の経費		16,796,148 円			
		うち補助対象経費		14,320,000 円			
		補助対象経費の内訳		負担金・補助金（20競技団体・スポーツ少年団）		5,988,381 円	
				人件費（体育協会事務局・スポーツ少年団事務局）		5,891,818 円	
				需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）		869,971 円	
				報償費（謝礼金、賞賜記念品）		553,370 円	
				使用料・賃借料（施設使用、車両・機械器具借上）		544,536 円	
役務費（通信運搬費、手数料、保険料）				279,044 円			
委託料（OA機器等管理）				115,080 円			
旅費、租税公課（収入印紙）		77,800 円					
補助額の算出方法		補助率、補助額		交付申請内容に対して、交付要綱第3条に基づき、交付が適当であると判断し決定した額			
		補助限度額		市長が適当と認める額			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	H30年度は精算なし。補助額が事業内容に対して適当であったため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		活動助成の実施や各種大会への出場を奨励したことで、体育協会加盟の各種競技団体の活動を推進したほか、ハイキング大会などにより新たにスポーツに親しむ人口を増加させ、また、ジュニア世代を中心としたアスリートの育成や、特定種目に高い専門性を備えるための指導者の育成を図ることができた。					
その他参考事項		繰越金のうち、過去に財団法人化を目指した際の会費（賛助会費＝市内事業所等からの協賛金）を原資とした積立金（定期預金）が約84%を占めている。なお、財団法人化を見送る決議が行われ、現在は特定非営利活動法人として平成24年度に愛知県の認証を受けている。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		16,167,343 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。